

F A X 送 信 票

月 日	平成 2 1 年 3 月 3 0 日
宛 先	岩手県土地家屋調査士会 御中
内 容	盛岡地方法務局不動産課税価額の認定基準の改定について
枚 数	送信票含め 5 枚
その他	いつもお世話になってます。 標記について、別添のとおり送信いたします。 なお、こちらからも登記完了証交付時に貴会員へ周知いたします。
発信者	盛岡地方法務局登記部門 統括係 神山 久男 〒020-0021 盛岡市中央通一丁目7番25号朝日生命ビル5階 TEL 019-624-9851 FAX 019-624-1146

事 務 連 絡

平成21年3月27日

岩手県土地家屋調査士会長 殿

盛岡地方法務局首席登記官

盛岡地方法務局不動産課税価額の認定基準の改定について
標記について、別紙のとおり改訂し、本年4月1日より施行することになりましたのでお知らせします。

つきましては、貴会員にその旨周知いただきたく、改訂後の価額表及び経年補正率表を添えて連絡いたします

別表第1 (第3条第2号関係)

盛岡地方方法務局管内新築建物課税標準価額認定基準表

(基準年度 : 平成21年度)

(1平方メートル単価・単位:円)

種類	構造	木	造	れんが造・コンクリートブロック造	軽量鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
住宅		40,000		35,000	56,000	70,000	95,000	111,000
共同住宅		40,000		35,000	56,000	70,000	95,000	111,000
旅館・料亭・ホテル		41,000		51,000	53,000	104,000	120,000	122,000
店舗・事務所 ・百貨店・銀行		34,000		40,000	45,000	68,000	104,000	106,000
劇場・病院		42,000		51,000	53,000	104,000	120,000	122,000
公衆浴場		33,000		-	-	-	-	-
工場・倉庫・市場		14,000		37,000	25,000	43,000	59,000	104,000
土蔵		24,000		-	-	-	-	-
附属家		13,000		36,000	23,000	38,000	55,000	99,000

※ 本基準により難しい場合は、類似する建物との均衡を考慮し個別具体的に認定することとする。

適用区分一覧表

盛岡地方法務局

種類	適用区分
居宅	居宅, 茶室
共同住宅	共同住宅, アパート, 奇宿舍, 集団で住宅として利用している 1棟の建物
旅館・料亭・ホテル	旅館, モーター, カーター, 符合, レストラン, 料理店を含む
店舗・事務所・百貨店 ・銀行	店舗, 事務所, 校舎, 講堂, 研究所, 集会所, 遊技場, 守衛所, 給油所, 競技場, 研修所, 駐車場, 体育館, 診療所
劇場・病院	病院, 公会堂, 劇場, 映画館, 競技場, 野球場, 競馬場, 診療所
公衆浴場	公衆浴場
工場・倉庫・市場	工場, 製作所, 発電所, 変電所, 停車場, 火葬場, 温室, 蚕室, 鶏舎, 酪農舎, 機械室, 作業場, 信者修業所, 冷凍室, 荷物集積 場, 車庫
土蔵	土蔵, 倉庫, 物置
附属家	物置, 便所, ボイラー室, 休憩室, ポンプ室, 作業所等の小規模 建物

別表第2 (第4条関係)

経年補正率表

盛岡地方方法務局

経過年数	種別 木造	非木造				
		鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造	れんが造 コンクリートブロック造	数寄造 (骨組材の肉厚 が4mmを超えるもの)	数寄造 (骨組材の肉厚が3 mmを超え4mm以下のもの)	軽量鉄骨造
1	0.80	0.8000	0.8000	0.8000	0.8000	0.8000
2	0.75	0.7500	0.7500	0.7500	0.7500	0.7500
3	0.70	0.7000	0.7000	0.7000	0.7000	0.7000
4	0.67	0.6912	0.6881	0.6865	0.6815	0.6706
5	0.64	0.6825	0.6762	0.6730	0.6630	0.6421
6	0.61	0.6737	0.6613	0.6595	0.6444	0.6118
7	0.58	0.6649	0.6524	0.6459	0.6259	0.5824
8	0.55	0.6561	0.6405	0.6324	0.6074	0.5529
9	0.52	0.6474	0.6286	0.6189	0.5889	0.5235
10	0.49	0.6386	0.6167	0.6054	0.5704	0.4941
11	0.46	0.6298	0.6018	0.5919	0.5519	0.4617
12	0.44	0.6211	0.5929	0.5781	0.5333	0.4353
13	0.41	0.6123	0.5810	0.5649	0.5148	0.4059
14	0.38	0.6035	0.5690	0.5514	0.4693	0.3765
15	0.35	0.5947	0.5571	0.5378	0.4778	0.3471
16	0.32	0.5860	0.5452	0.5213	0.4593	0.3176
17	0.29	0.5772	0.5333	0.5108	0.4407	0.2882
18	0.26	0.5684	0.5214	0.4973	0.4222	0.2588
19	0.23	0.5596	0.5095	0.4838	0.4037	0.2294
20	0.20	0.5509	0.4976	0.4703	0.3852	0.2000
21	20年以上同	0.5421	0.4857	0.4588	0.3667	20年以上同
22		0.5333	0.4738	0.4432	0.3481	
23		0.5246	0.4619	0.4297	0.3296	
24		0.5158	0.4500	0.4162	0.3111	
25		0.5070	0.4381	0.4027	0.2926	
26		0.4982	0.4262	0.3892	0.2741	
27		0.4895	0.4143	0.3757	0.2556	
28		0.4807	0.4024	0.3622	0.2370	
29		0.4719	0.3905	0.3486	0.2185	
30		0.4632	0.3786	0.3351	0.2000	
31		0.4544	0.3667	0.3216	30年以上同	
32		0.4456	0.3548	0.3081		
33		0.4368	0.3429	0.2946		
34		0.4281	0.3310	0.2811		
35		0.4193	0.3190	0.2676		
36		0.4105	0.3071	0.2541		
37		0.4018	0.2952	0.2405		
38		0.3930	0.2833	0.2270		
39		0.3842	0.2714	0.2135		
40		0.3754	0.2595	0.2000		
41		0.3667	0.2476	40年以上同		
42		0.3579	0.2357			
43		0.3491	0.2238			
44		0.3404	0.2119			
45		0.3316	0.2000			
46		0.3228	45年以上同			
47		0.3140				
48		0.3053				
49		0.2965				
50		0.2877				
51		0.2789				
52		0.2702				
53		0.2614				
54		0.2526				
55		0.2439				
56		0.2351				
57		0.2263				
58		0.2175				
59		0.2088				
60		0.2000				
		60年以上同				